3．指定の期限

整理番号	受講者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	再講習受講年月日	有効期限	受講場所	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第11（第８条関係）

ガス消費機器設置工事監督者資格認定申請書

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

氏　名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の規定により、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第４条第１項第３号の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

※整理番号	
※受理年月日	年　月　日
※交付番号	

1．氏　　名
2．住　　所
3．生　年　月　日
4．該当する要件

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　※印の項は、記載しないこと。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十四を次のように改める。

様式第14（第13条関係）

ガス消費機器設置工事監督者資格証再交付申請書

年　　月　　日

資格証を交付した者　殿

氏　名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第13条第１項の規定により、ガス消費機器設置工事監督者資格証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

※整理番号	
※受理年月日	年　月　日
※再交付番号	

1．氏　　名
2．住　　所
3．生　年　月　日
4．資格証の番号
5．理　　由

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　※印の項は、記載しないこと。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）が適用されるガス工作物については、この省令の規定を適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（ガス製造事業の届出に伴う措置）

第二十四条の二　高圧ガス保安法の規定に基づき設置された液化ガス貯蔵設備等は、ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出があったときに、この省令で定める技術上の基準に適合しているものとみなす。

第四十九条第三項第三号中「（ただし、法第二条第十三項に定めるところにより一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業に係るものを除く。）」を削る。

第五十一条第一項の表⑴中「十四月」を「一年」に、同表⑵中「十二月」を「一年」に、同表⑶中「四十月」を「六年」に改め、同条第二項の表⑴中「七十六月」を「六年」に、同表⑵中「十二月」を「一年」に、同表⑶中「四十月」を「四年」に改め、同条第三項の表⑴中「十二月」を「一年」に、同表⑵中「十四月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項から前項までに規定する検査を、前回の検査の日から次に掲げる期間を経過した日（以下この項において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

一　第一項の表⑴若しくは⑵、第二項の表⑵又は前項の表に規定する検査　一年
二　第二項の表⑴に規定する検査　六年
三　第一項の表⑶、第二項の表⑶に規定する検査　四年

第五十一条の次に次の一条を加える。

（危険標識）

第五十一条の二　特定ガス発生設備により発生させたガスを供給するための導管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に当該導管により供給するガスの種類、当該導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けるほか。